

事業移民 に優遇策

カナダ政府は、カナダで投資する企業家や自営業者の進出を求めている。

カナダには企業として成功するために必要な経済規模、市場、労働力、天然資源が備わっているほか、カナダ政府は企業の大小にかかわらず、事業の設立・拡大のために有利な優遇策を講じている。また、カナダに移住してから事業を始めたり、または既有企業の買収を希望する外国の企業や自営業者に対して、できるだけ援助を措きまない方針である。

カナダに進出する場合、企業については五人以上、自営業者については最高五人の従業員を雇用できるだけの資金を持ち、もしくはカナダの経済発展や文化・芸術に寄与する、というのが条件になっている。特に、カナダに住み、事業経営に直接携わる企業家を歓迎している。



投資希望者に対しては、駐日カナダ大使館の査証部（東京都港区赤坂八丁目五十二番五、電話四〇三一九一七六八）で事業計画について相談に応じており、また次のことさらにについてカナダの事情を説明している。

- 全般的な経済状況やビジネス環境。
- 市場の状況、政府による優遇措置、必要とする労働力の有無、賃貸料と必要経費に関する参考資料のほか、カナダ各地における事業の可能性。
- 法人設立、税金、関税、労働法規、新案特許、商標、工業意匠など、カナダで事業を営むための国と州レベルの必要事項。
- 銀行サービス、融資、交通、通信や技術の有無。
- カナダにおける生活事情および移住のための必要事項。

また事前調査のためカナダを訪問する必要ができた場合、査証部ではカナダの政府関係者に対し、事業設立に適した立地条件や資金的・人的条件について詳しい情報を提供してくれるよう手配する。

次の段階は、事業企画書を作成し、査証部に提出することである。企画書には、以下の事項を盛る。

- どういう製品を販売し、どういうサービスを提供しようとしているのかなど、事業計画の詳しい内容。
- 資金源に関する説明。
- 資金の流れについての見通し。
- 従業員の予定数。
- 従業員の職種。



この計画案はカナダへ送られ、連邦および当該する州政府の関係当局によって評価、検討される。その間に、カナダ移住に必要な身体検査などの手続きを済ませることもできる。

大使館査証部では、希望者のために次のような事項に関する資料を用意している。

- カナダの地理、気候、国民、言語、政治制度、社会保障、住宅事情および医療・健康保険制度（カナダ雇用移民委員会提供による）。
- 全般的なビジネス環境、税制、労働法規、特許、企業組織の形態、関税および企業・産業界に対する政府の優遇策（カナダ通産省提供による）。
- 貸付け、貸付け保証、資金調達などの融資サービスおよび経営相談と研修（カナダ連邦事業開発銀行提供による）。
- カナダ各地におけるビジネス環境（各州政府提供による）。

グレイ通産大臣が日本に要請

自動車工場進出と 部品購入の拡大

自動車貿易を中心に、日加間の通商問題を協議するため、八月上旬、カナダからグレイ通産大臣が来日した。

同大臣は一週間の滞在中、田中通産、渡辺大蔵、伊東外務、亀岡農林水産の各大臣、大来対外経済担当政府代表、牛場外務省顧問らと会談したほか、日本自動車工業会、日産自動車、富士重工、トヨタ自動車、鈴木自動車、日立製作所、本田技研、日本自動車部品工業会、自動車総連などを訪問した。

これらの会談で、グレイ大臣は、米加自動車協定によりカナダとアメリカの自動車産業が一体であることを強調するとともに、米政府が何らかの対日輸入規制策を打ち出せば、カナダも同様の措置をとる、と示唆した。

カナダの対日自動車貿易は日本からカナダへの輸出約五億七千万ドルに対し、カナダから日本向けの輸出はわずか六百万ドルと、日本側の大幅赤字。

同大臣は、日本の自動車業界がこうした事情を考慮して、カナダに生産工場を設置し、また輸出車にカナダ製部品をもっと使用するよう、前向きな検討を訴えた。日本側から積極的に検討するとの表明があったという。